

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和7年5月29日 甲府市長 樋口 雄一 様 提出者 住 所 甲府市下石田二丁目23番1号 氏 名 甲府市上下水道局 甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 功刀辰也 電話番号 055-241-0131 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	甲府市浄化センター
事業場の所在地	甲府市大津町1645番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理施設維持管理業（下水道）
②事業の規模	下水処理場 96,807 m ³ /日（令和6年度実績）
③従業員数	計50名 (職員11名 委託業者39人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙、下水汚泥処理フロー図参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

甲府市浄化センター

浄化センター課長

施設係

民間委託会社

ヴェオリア・ジェネッツ・西原委託業

務共同企業体

廃棄物担当
処理計画作成担当

廃棄物処理担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	し渣・沈砂
	排 出 量	17,549 t	102.43 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物（脱水汚泥及びし渣・沈砂）の再資源化による有効利用を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	し渣・沈砂
	排 出 量	19,800 t	200 t
	(今後実施する予定の取組) 同様に取組みを継続していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水汚泥 し渣・沈砂
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 平成23年8月をもってコンポスト化を終了。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 民間コンポスト施設に搬出。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	14,798 t	— t
	(これまでに実施した取組) 焼却処分によって減量した残渣（焼却灰562 t）をセメント原料として有効利用するため処理委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	15,910 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 同様に取組みを継続していく。 焼却炉（処理能力 60 t/日、稼働 11ヶ月程度/年）で自ら中間処理を行う。 焼却炉減数（2炉→1炉）のため焼却量減少。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥焼却灰	脱水汚泥	し渣・沈砂
	全 処 理 委 託 量	5 6 2 t	2 1 8 8 t	1 0 2 . 4 3 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5 6 2 t	2 1 8 8 t	1 0 2 . 4 3 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥焼却灰、脱水汚泥については、再資源化することで有効利用を図っている。 ・平成22年度よりし渣・沈砂についても埋め立て処分から、中間処理（焼成）し、建設資材等として再利用している。			

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚泥焼却灰	脱水汚泥	し渣・沈砂
		全 処 理 委 託 量	6 5 0 t	3 2 4 0 t	2 0 0 t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	6 5 0 t	3 2 4 0 t	2 0 0 t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
		(今後実施する予定の取組) 中間処理（焼成）し、建設資材等として再利用する。			
	※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。